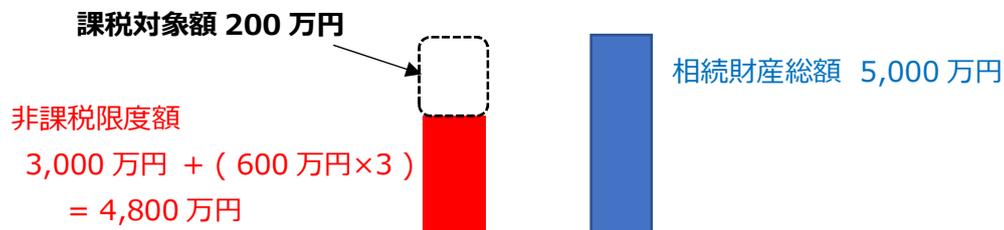


1. 納税義務

相続財産の総額がこの金額を超える場合、納税が必要です。

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{相続人の数})$$

例：父が亡くなり、相続財産 5,000 万円を、妻と 2 人の子で相続する場合



2. 税率

課税対象額(*1)	税率	税金から控除される額
1,000 万円以下(*2)	10%	---
1,000 万円超～3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超～5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超～1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超～2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超～3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超～6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

*注 1 法定相続分によるものです。

*注 2 1,000 万円を含みます。

例：課税対象額 3,000 万円を、妻と 2 人の子供で相続する場合

① 配偶者 $3,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 1,500 \text{ 万円}$
 $(1,500 \text{ 万円} \times 15\%) - 50 \text{ 万円} = 175 \text{ 万円}$

② 子供 1 人につき $3,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 750 \text{ 万円}$
 $750 \text{ 万円} \times 10\% = 75 \text{ 万円}$
 $75 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人分} = 150 \text{ 万円}$

① + ② = 325 万円

※合計 325 万円が、この相続人が支払うべき相続税になります。

3. 控除と税額控除

控除や税額控除など様々なケースがあります

- ・配偶者控除、障害者控除、未成年者控除。
- ・故人が住んでいた家屋を住むために相続した場合など。